

# 親族・同居人の申立書

令和 年 月 日

松伏町長 あて

申立者 住所  
氏名

親族・同居人 住所  
氏名

現在、申立者が居住している家屋につきましては、引き続き私『 』  
が居住することになっておりますので、申立者の居住用には供しません。

なお、証明書交付後この申立書に虚偽があることが判明した場合には、申立者に対する証明が取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。